

地球温暖化対策に係る  
平成17年度年次報告書

平成19年3月  
京 都 市

# 地球温暖化対策に係る平成17年度年次報告書

## <目 次>

はじめに	1
第1章 京都市における温室効果ガスの排出状況	2
1 2002（平成14）年における排出状況	2
2 部門別排出量増減の要因	4
第2章 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況	7
1 京都市地球温暖化対策条例の概要	7
2 京都市地球温暖化対策計画の概要	9
3 平成17年度における施策の実施状況	14
(1) 京都市地球温暖化対策計画の策定	14
(2) 条例に基づく事業者の義務規定	14
(3) 計画に基づく施策の実施状況	16
(4) 平成17年度京都市役所CO <sub>2</sub> 削減アクションプラン実施状況	25

## はじめに

本市においては、気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）開催を控えた1997（平成9）年7月、「京都市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、2010（平成22）年までに二酸化炭素排出量を10%削減するという目標を掲げ、いち早く温室効果ガス排出量の削減に向け、多彩な取組を進めてきました。

国においては、2002（平成14）年6月に京都議定書を批准し、温室効果ガス削減の国際的な約束を果たすため、地球温暖化対策の推進に関する法律等の改正など、その取組の強化が図られ、本市においても、2003（平成15）年6月に「京都市地球温暖化対策地域推進計画（改定版）」（以下「旧計画」という。）を策定し、対象とするガスを京都議定書に定める二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄に拡大し、25項目の重点施策を定めるなど、具体的施策の強化・充実を図りました。

しかしながら、京都市域における温室効果ガスの排出量は、全体としては横ばいであり、事務所、店舗などの業務部門、家庭部門、自動車などの運輸部門では、なおも増加しています。

このため、更なる取組を進めるため、地球温暖化対策に特化した全国初の「京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）」を平成16年12月に制定し、翌平成17年4月1日から施行しました。

条例においては、本市の区域内における温室効果ガスの総排出量並びに地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価について、毎年公表することとしています（第8条）。

本書は、この規定に基づき、平成17年度の状況を取りまとめたものです。

平成17年度は、条例を施行するとともに、条例に基づく行動計画（地球温暖化対策計画）の策定に向けて、京都市環境審議会に対してその基本的な考え方等について諮問するなど、脱温暖化社会の構築に向けた大きな一歩を踏み出した年でした。

また、京都議定書が平成17年2月16日に発効し、国際的にも新たなステージに入った年であり、平成17年12月に榊本市長の呼びかけにより、地球温暖化対策に特化した世界的な自治体リーダーネットワーク組織「気候変動に関する世界市長・首長協議会」（World Mayors Council on Climate Change）が、カナダ・モントリオールで、15市長の賛同により設立され、市長が名誉議長に就任しました。

### 【参考：京都市地球温暖化対策条例】

（年次報告）

第8条 市長は、毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を作成し、これを公表しなければならない。

- (1) 本市の区域内における温室効果ガスの総排出量(別に定める方法により算定される温室効果ガスの総排出量をいう。以下同じ。)
- (2) 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況及びその評価

## 第1章 京都市における温室効果ガスの排出状況

### 1 2002（平成14）年における排出状況

温室効果ガスの排出量の算定に当たって、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量は、各種の統計データを活用し、市内のエネルギー消費量等（電気、ガス、ガソリン等の消費量等）を調べ、それにエネルギー種別のCO<sub>2</sub>排出係数（そのエネルギーを消費したときにどれだけCO<sub>2</sub>が排出されるかを表す係数）を掛け合わせて求めています。また、その他のガスの排出量は、各種のデータや全国の排出量に関連する統計データを用いて案分するなどにより求めています。

このため、必要な統計データの発表時期の遅れにより、平成17年度に把握できた最新年の温室効果ガスの排出量は、2002（平成14）年となっています。

2002（平成14）年の京都市における温室効果ガス排出量は、822万トンであり、基準年（1990年）から17万トン（2.1%）増加しています。

このうち、市内から排出される温室効果ガスの94.9%を占めるCO<sub>2</sub>排出量については、2002（平成14）年は780万トンであり、基準年の769万トンと比較すると11万トン増加しています（1.4%増）。

表1 温室効果ガス排出量の推移

単位：万トン-CO<sub>2</sub>

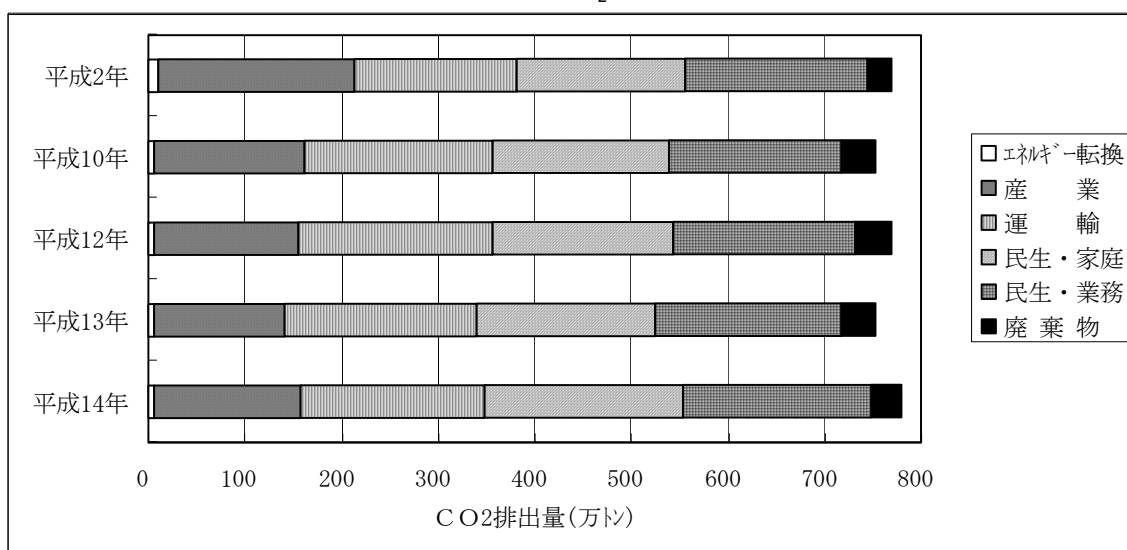
		基準年	2001年 (平成13年)	2002年 (平成14年)	増減	
					対前年	対基準年
二酸化炭素	産業部門	203	133	<b>151</b> (18.4%)	+18 (13.5%増)	△52 (25.6%減)
	運輸部門	169	199	<b>191</b> (23.2%)	△8 (4.0%減)	+22 (13.0%増)
	民生・家庭部門	174	186	<b>204</b> (24.8%)	+18 (9.7%増)	+30 (17.2%増)
	民生・業務部門	188	193	<b>196</b> (23.8%)	+3 (1.6%増)	+8 (4.3%増)
	エネルギー転換部門	10	7	<b>7</b> (0.9%)	±0 (-)	△3 (30.0%減)
	廃棄物処理部門	25	35	<b>31</b> (3.8%)	△4 (11.4%減)	+6 (24.0%増)
二酸化炭素 小計		769	753	<b>780</b> (94.9%)	+27 (3.6%増)	+11 (1.4%増)
その他のガス		36	45	<b>42</b> (5.1%)	△3 (6.7%減)	+6 (16.7%増)
<b>温室効果ガス 総計</b>		<b>805</b>	<b>798</b>	<b>822</b> (100.0%)	<b>+24</b> (3.0%増)	<b>+17</b> (2.1%増)

注1：その他の温室効果ガスは、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等（ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふっ化硫黄）である。

注2：基準年は1990年とし、代替フロン等については、京都議定書に準じて1995年である。

注3：電気の使用に伴うCO<sub>2</sub>の排出係数は全国係数を使用している。

図1 部門別CO<sub>2</sub>排出量の推移



2010（平成22）年において温室効果ガスの排出量を1990（平成2）年から10%削減する目標（総排出量725万トン/年）を達成するためには、2002（平成14）年の排出量から97万トン削減することが必要であり、とりわけ排出量が増加している運輸部門、民生部門における削減対策が急務です。

なお、2001（平成13）年から2002（平成14）年のCO<sub>2</sub>排出量の増加要因は、表2に示すように、電気消費量は、ほぼ横ばいであるにもかかわらず、電気の排出係数が7.1%増加したためと考えられます。

表2 電気消費量とCO<sub>2</sub>排出量の推移

	基準年	2001年	2002年	増減	
				対前年	対基準年
電気消費量(億 kWh)	72.0 (100)	86.1 (120)	87.3 (121)	+1.2 (1.4%増)	+15.3 (21.3%増)
排出係数(kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.424	0.378	0.405	+0.027 (7.1%増)	△0.019 (4.5%減)
CO <sub>2</sub> 排出量(万 t)	305 (100)	325 (107)	353 (116)	+28 (8.6%増)	+48 (15.7%増)

## 2 部門別排出量増減の要因

### (1) 産業部門

産業部門における2002（平成14）年のCO<sub>2</sub>排出量は151万トンであり、全体の19.4%を占めています。1990（平成2）年以降、概ね減少傾向にあり、1990（平成2）年比で52万トン（25.6%）減少しています。

この間、企業において経営の効率化が進められていることや環境問題に対する意識の高まりによる積極的な環境対策への取組に加えて、1990（平成2）年以降の景気の動向等を反映した事業所数の減少が排出量減少の大きな要因と考えられます。

図2-1 事業所数と製造品出荷額の推移

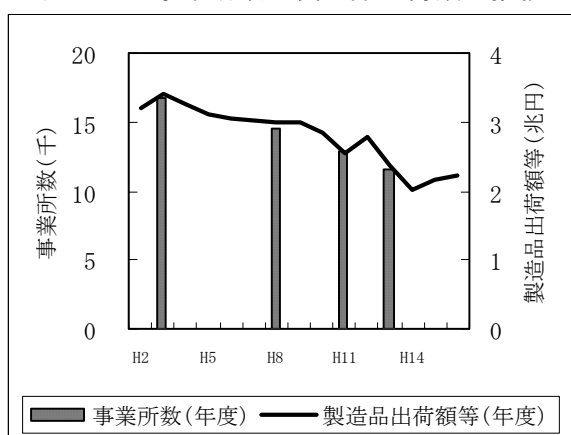
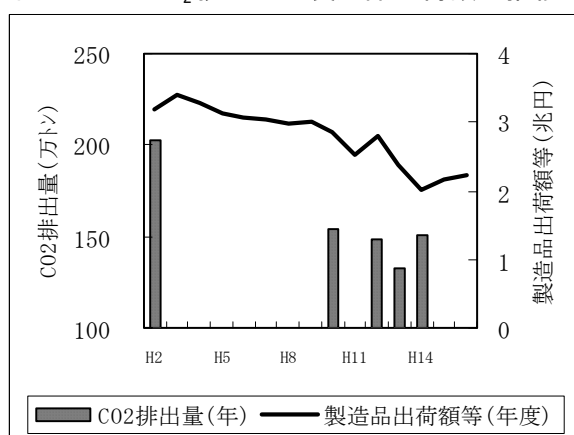


図2-2 CO<sub>2</sub>排出量と製造品出荷額の推移



なお、産業部門の排出量の92.1%を占める製造業の動向を見ると、全事業所数は、1991（平成3）年から2001（平成13）年で30.6%減少(16,681事業所→11,580事業所、「事業所・企業統計調査」(総務省))、また、製造品出荷額等も、2002（平成14）年では1990（平成2）年比で31.3%減少(3.2兆円→2.2兆円、「工業統計表」(経済産業省))しています。

### (2) 運輸部門

運輸部門における2002（平成14）年のCO<sub>2</sub>排出量は191万トンであり、全体の24.5%を占めています。1990（平成2）年比では22万トン（13.0%）増加しています。自動車からの排出量は180万トンであり、運輸部門の94.2%を占めています。

1990（平成2）年以降2002（平成14）年までの自動車保有台数の推移をみると、軽自動車と乗用車の台数の増加（軽自動車：24%増、乗用車：13%増）及び小型乗用車から普通乗用車への移行（小型車と普通車の比率9：1（1990年）→6：4（2002年））等車両の大型化がみられ、これが運輸部門の排出量増加の大きな要因であると考えられます。

しかし、1998（平成10）年以降については、CO<sub>2</sub>排出量は横ばいないし若干減少傾向にあります。これは、軽自動車、乗用車ともに保有台数がほぼ横ばいとなっていること、省エネ法に基づく自動車の技術開発による低燃費化やクリーンエネルギー自動車（天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、電気自

動車)等の普及の効果が現れ始めたものと考えられます。

図3-1 自動車保有台数の推移

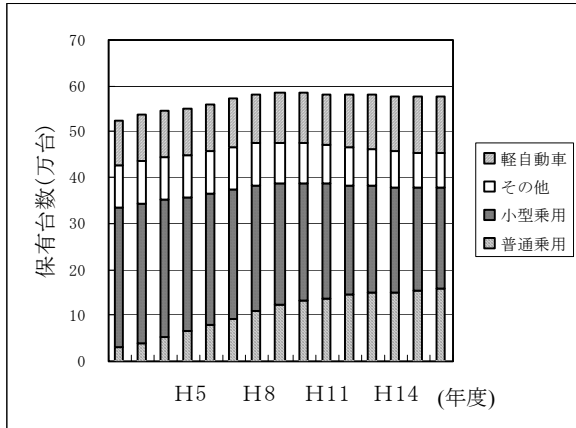
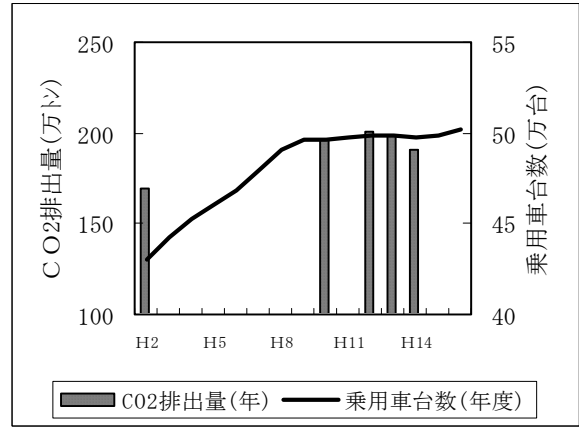


図3-2 CO<sub>2</sub>排出量と乗用車台数の推移



### (3) 民生・家庭部門

民生・家庭部門における2002(平成14)年のCO<sub>2</sub>排出量は204万トンであり、全体の26.2%を占めています。1990(平成2)年比では30万トン(17.2%)の増加であり、1990(平成2)年以降2002(平成14)年まで増加し続けています。

この間の本市の人口は微増(2002年:1990年比0.4%増加)ですが、世帯数が継続して増加しており(2002年:1990年比14.6%増加)、世帯数の増加とともに、家電製品等の台数が増加し、電力や都市ガスの消費量が増加しています。

民生・家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量のうち、7割近くが電気の使用に伴うものであり、2002(平成14)年の電気消費量が、1990(平成2)年から21%も増加していることが、排出量増加の大きな要因と考えられます。省エネ型製品の導入によるエネルギー消費の削減効果は、電気消費量の増加の割合を下回るため、いまだ現れていないと考えられます。

図4-1 人口と世帯数の推移

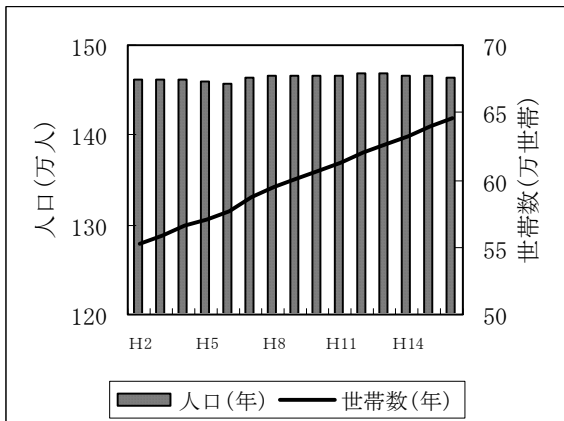
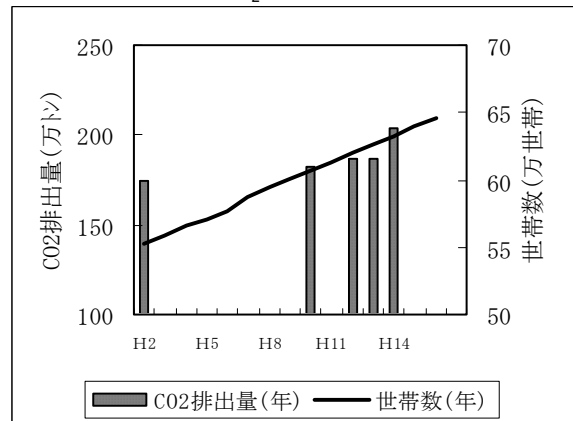


図4-2 CO<sub>2</sub>排出量と世帯数の推移



#### (4) 民生・業務部門

民生・業務部門における2002（平成14）年のCO<sub>2</sub>排出量は196万トンであり、全体の25.1%を占めています。1990（平成2）年比では8万トン（4.3%）の増加です。家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量と比べると伸びは小さく、2000（平成12）年以降の排出量は、1990（平成2）年と比較してほぼ横ばいないし微増しています。

なお、市内の業務部門の大部分を占める卸売・小売業、飲食店とサービス業の事業所数の合計は、1991（平成3）年から2001（平成13）年で11.8%減少（69,958事業所→61,732事業所）していますが、卸売・小売業とサービス業の市内総生産額は4.5%増加（2.2兆円→2.3兆円）している状況にあります。

図5-1 事業所数と市内総生産の推移

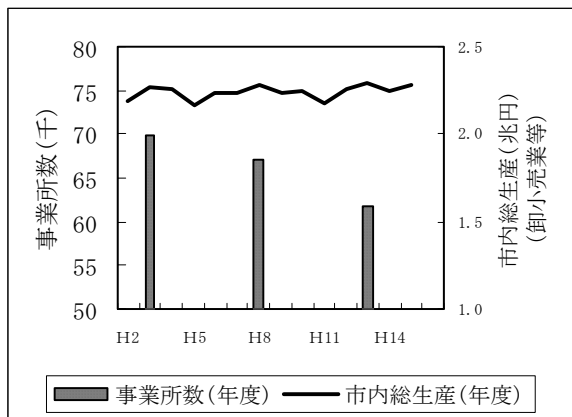
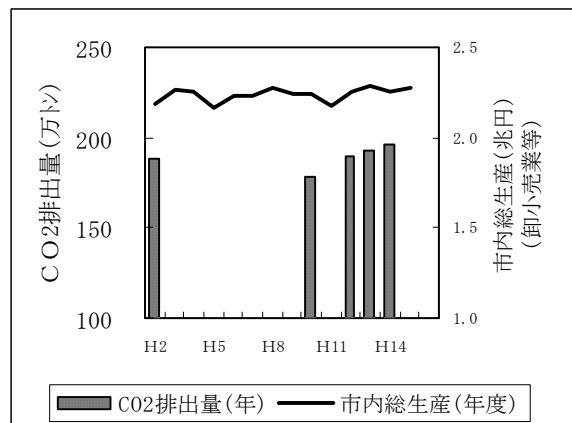


図5-2 CO<sub>2</sub>排出量と市内総生産の推移



#### (5) エネルギー転換部門

エネルギー転換部門のCO<sub>2</sub>排出量とは、電気・ガス事業者における自家消費分の電力及び燃料の使用によるものです。

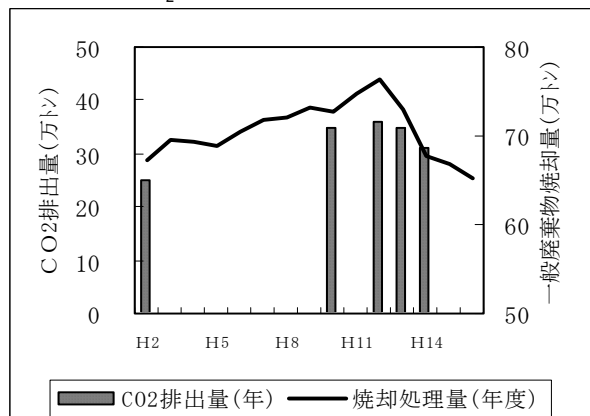
#### (6) 廃棄物部門

廃棄物部門における2002（平成14）年のCO<sub>2</sub>排出量は、31万トンであり、全体の4.0%を占めています。

1990（平成2）年比では、6万トン（24.0%）増加していますが、2000（平成12）年以降は減少傾向にあります。

本市における一般廃棄物の焼却処理量は、1990（平成2）年以降2000（平成12）年までは増加傾向にありましたが、各種リサイクル法の施行等により、2000（平成12）年以降、焼却処理量は減少傾向に転じていることが、近年のCO<sub>2</sub>排出量の減少の要因と考えられます。

図6 CO<sub>2</sub>排出量と一般廃棄物焼却量の推移



## 第2章 地球温暖化の防止のために講じた施策の実施状況

### 1 京都市地球温暖化対策条例の概要

地球温暖化対策を推進していくため、地方自治体として大量生産、大量消費、大量廃棄の現在の社会経済システムを見直し、市民、事業者との総意により、地域から環境への負荷の少ない持続可能な社会を築いていく枠組みとして、平成16年12月に全国の自治体で初めて「京都市地球温暖化対策条例」を制定し、平成17年4月に施行しました。

#### (1) 目標

地球温暖化を防止するための当面の目標として、京都議定書の第1約束期間の中間年である平成22(2010)年までに京都市域の温室効果ガス排出量を平成2(1990)年の水準から10%削減することを明記しています。

#### (2) 各主体の責務

本市、事業者、市民のほか、本市を訪れる年間4千万人を超える観光旅行者その他の滞在者が、それぞれ地球温暖化防止の責務を有し、取組を進めなければならないことを定めています。

#### (3) 地球温暖化対策計画の策定

地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定することを定めています。

#### (4) 事業者に対する義務規定

多量に温室効果ガスを排出する事業者に対して温室効果ガスの排出量削減計画書の提出を求めるなど、事業者に3つの義務を課しています。

##### ア 特定事業者排出量削減計画書等

大規模に温室効果ガスを排出する事業者等を特定事業者とし、特定事業者に対して、3箇年の計画期間に係る温室効果ガスの排出量削減のための措置、削減目標等を記載した「特定事業者排出量削減計画書」及び当該実績をまとめた「特定事業者排出量削減報告書」の作成と、市長への提出を義務付けており、市長はこれらを公表することとしています。

なお、特定事業者の要件は次のとおりです。

- (ア) 大規模エネルギー使用事業者：事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギーの量が、原油に換算して1,500キロリットル以上となる事業者の方
- (イ) 大規模運送事業者：トラック100台、バス100台、タクシー150台以上を保有する運送事業者の方及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者の方
- (ウ) その他の温室効果ガス大規模排出事業者：温室効果ガスのうちいずれかの物質の排出量（エネルギーの使用に伴うものを除く。）がCO<sub>2</sub>に換算して3,000トン以上の事業者の方

## イ 特定建築物排出量削減計画書

大規模な建築物の新築又は増築を行う建築主に対して、温室効果ガスの排出量の削減を図るための措置等を記載した「特定建築物排出量削減計画書」の作成、提出を義務付け、市長はこれを公表することとしています。

なお、特定建築物の要件は、新築又は増築（床面積が2,000平方メートル以上（増築の場合は増築部分の面積））する建築物で、平成17年10月1日以降に建築基準法に基づく建築確認申請を行う建築物です。

## ウ 省エネラベルの貼付

温室効果ガスの排出が相当程度多い機械器具（特定排出機器）を店頭販売する者に、販売価格だけでなく、購入者ができるだけ省エネ型のものを選択することができるように、使用時の消費電力量等の情報を分かりやすく記載した「省エネラベル」の貼付を義務付け、エネルギー消費効率等について、購入者の求めに応じて説明することを義務付けています。

なお、特定排出機器は、エアコン（平成18年10月1日から電気冷蔵庫、テレビを追加）を指定しています。



## (5) 点検、評価

条例に基づく施策の実施状況の点検、評価、見直しに当たり、市民や事業者の参加のもと必要な体制を整備することを定めています。

## (6) 進化する条例

条例は、地球温暖化対策に係る技術水準の向上や社会経済情勢の変化を踏まえて、概ね3年ごとに見直しを行うこととし、この条例が常にその時代に適したものになっていく「進化する条例」としています。

## 2 京都市地球温暖化対策計画の概要

### (1) 基本方針

#### ア 計画の位置づけ

条例第9条に定める「地球温暖化対策計画」として策定する具体的な行動計画

#### イ 計画期間

2006（平成18）年から2010（平成22）年までの5年間。その中間となる3年程度経過した時点で一度見直しを行います。

#### ウ 対象とする温室効果ガスの種類

CO<sub>2</sub>、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の6物質

#### エ 削減目標

温室効果ガスの排出量を2010（平成22）年までに1990（平成2）年の90%に削減することを目指します。

2002（平成14）年の排出量は822万トンであることから、2002（平成14）年から2010（平成22）年までには97万トンの削減が必要です。

なお、HFC、PFC及びSF<sub>6</sub>（以下「代替フロン等」という。）については、京都議定書に準じて、1995（平成7）年比とします。

#### オ 森林吸収源の取扱い

京都議定書では、1990（平成2）年以降適切な森林施業（植栽、下刈、間伐等）が行われており、法令等に基づき、伐採・転用規制等の保護・保全措置がとられている森林については、各国の温室効果ガス排出削減目標値の中に、CO<sub>2</sub>の吸収量を算入することが認められています。

本市の森林面積は、6.1万ヘクタール（旧京北町分を含む。）ですが、現在の森林整備事業の実績をもとに試算すると、2010（平成22）年時点では、1.9万ヘクタールの育成林（人が手を加えて育てている森林）が吸収源の対象となります。

国では、育成林による吸収量は、1.77トン-C/ha（6.50トン-CO<sub>2</sub>/ha）と設定していることから、本市の育成林によるCO<sub>2</sub>の吸収量は、12万トン見込むことができます。

#### カ 京都メカニズムの取扱い

京都議定書の発効に伴い、京都メカニズムの運用も排出量に算入できるルールが正式にスタートしましたが、運用上の具体的かつ詳細な内容が不確定であることから、国等の動向をみながら、自治体としての活用方法について、今後研究を行います。

### (2) 部門別削減目標

産業部門、運輸部門等、部門ごとに社会状況の推移と削減取組の進捗について、課題と展望を異にするものの、各部門を取り巻くこの間の動向から、各部門ともに排出量を削減できる可能性があり、それぞれの排出量の推移からみても、現時点から各部門が等しく削減に取り組むことが、分かりやすく、かつ、妥当であると考え、二酸化炭素の部門別削減目標は、2002年レベルから各々

10%削減を目指し、合計79万トン削減することとします。

表3 温室効果ガスの排出量及び排出目標量等

単位：万トン-CO<sub>2</sub>

		基準年	2002年	2010年			基準年比
		排出量	排出量	2002年比	削減量	排出目標量	
二酸化炭素	産業部門	203 (100)	151 (74)	-10%	15	136	-33.0%
	運輸部門	169 (100)	191 (113)	-10%	20	171	+1.2%
	民生・家庭部門	174 (100)	204 (117)	-10%	21	183	+5.2%
	民生・業務部門	188 (100)	196 (104)	-10%	19	177	-5.9%
	エネルギー転換部門	10 (100)	7 (66)	-10%	1	6	-40.0%
	廃棄物部門	25 (100)	31 (127)	-10%	3	28	+12.0%
	森林吸収	-	-	-	12	-12	-
その他の温室効果ガス		36 (100)	42	-14%	6	36	±0%
合計		805 (100)	822 (102)	-12%	97	725	-10.0%

注1 その他の温室効果ガスとは、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O及び代替フロン等である。

注2 括弧内は基準年を100とした場合の指数である。

注3 基準年は1990年とし、代替フロン等については1995年である。

### (3) 地球温暖化対策の施策

各主体別、各部門別に取り組むべき施策を例示するとともに、可能な限り行動目標及び削減目標を設定します。

#### ア 各主体の役割

温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市民、事業者、京都市及び観光旅行者その他の滞在者は、各々の役割を担うとともに協働して、具体的な取組を進める必要があります。

#### イ 京都市の取組

京都市は、図7に示す施策体系に沿って、温室効果ガス排出抑制対策を進めることが求められます。施策の実施に当たっては、旧計画の進捗状況等も踏まえつつ、特にCO<sub>2</sub>の排出削減に効果的であると考えられるものを重点施策として設定し、更に充実、強化を図っていく必要があります。

#### ウ 事業活動に求められる取組

事業者は、事業活動に起因する温室効果ガス削減のための取組が求められます。

#### エ 市民生活に求められる取組

市民は、市民生活に起因する温室効果ガス削減のための取組が求められます。

#### オ 主体間の連携による取組

温室効果ガスの削減目標を着実に達成するためには、市民、事業者、行政等のあらゆる主体が地球温暖化問題に対して各々が果たすべき社会的責任を自覚し、市民生活、事業活動及び本市の施策・事務事業において、積極的に地球温暖化対策に取り組む必要があります。

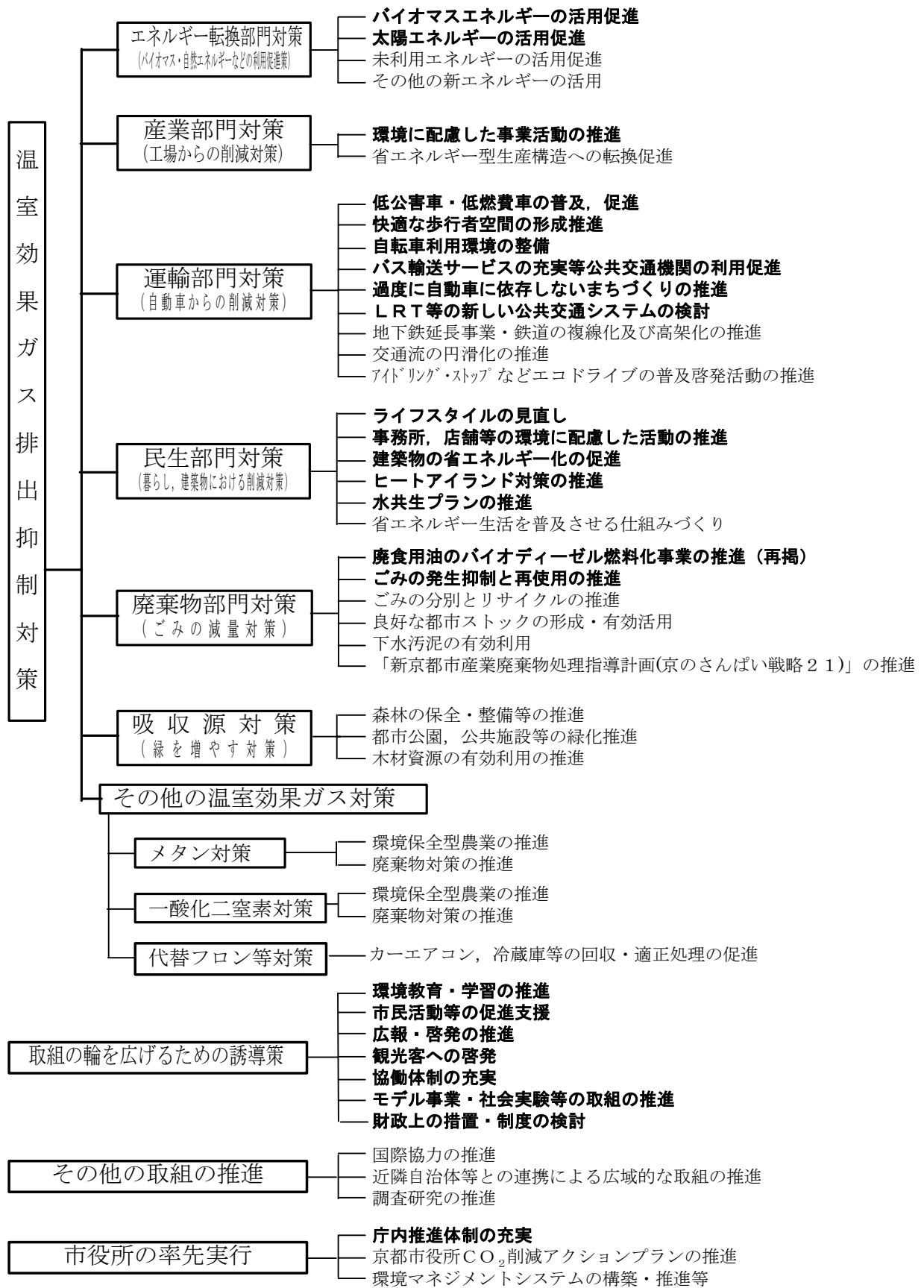


図7 京都市の施策体系

## オ 京都市の行動（施策）目標と削減目標

### (7) エネルギー転換部門対策（バイオマス、自然エネルギー等の利用促進）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
バイオマスエネルギーの活用促進	平成 17 年度末約 1,000 箇所の回収拠点 を平成 22 年度までに 1,500 箇所に 拡大し、使用済みてんぷら油のバイオ ディーゼル燃料化を推進する。	4,000 t-CO <sub>2</sub> /年	回収拠点数
太陽光発電システム設置助成制度	住宅に限定していた助成対象を共同 住宅にも拡大し、毎年 150 件の太陽光 発電設備の設置を目指す。	1,500 t-CO <sub>2</sub> /年	年度ごとの 助成件数
ごみ発電	現在建設工事中の北部クリーンセン ターに高効率のごみ発電設備（最大 8,500kW）を導入する。	78,000 t-CO <sub>2</sub> /年	ごみ焼却量及び ごみ発電量

### (イ) 産業部門対策（工場からの削減対策）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
KES 認証取得事業所の拡大	KES 認証取得事業所（市内）を平成 22 年までに 850 件に拡大する。（平成 18 年 3 月末市内認証事業所数 264）	8,500 t-CO <sub>2</sub> /年	年度ごとの 認証件数
特定事業者排出量 計画書	特定事業者排出量削減計画書に基づ く取組の推進により、温室効果ガスの 排出を抑制する。	160,000 t-CO <sub>2</sub> /年	特定事業者排出 量削減報告書に よる総削減量

### (ウ) 運輸部門対策（自動車からの削減対策）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
エコドライブ推進 者の拡大	エコドライブ推進者を平成 22 年まで に 600 人に拡大する。（平成 17 年度末 330 人。〈推進者 1 人が 5 名を教育〉）	8,500 t-CO <sub>2</sub> /年	エコドライブ推 進者の認定数
地下鉄東西線（二条 ～天神川間）の延伸	平成 19 年度完成を目指す。 〈マイカー使用者が地下鉄にシフト〉	8,400 t-CO <sub>2</sub> /年	乗降客数の推移

### (エ) 民生部門対策（暮らし、建築物における削減対策）

施策名	行動目標	削減目標量	成果の評価指標
普及啓発	環境家計簿の取組等、普及啓発を推進 することにより、家庭から排出される 二酸化炭素の排出量の削減を目指す。	120,000 t-CO <sub>2</sub> /年	環境家計簿取組 数、講習会への 参加人数
特定事業者排出量 削減計画書（再掲）	特定事業者排出量削減計画書に基づ く取組の推進により、温室効果ガスの 排出を抑制する。	※(160,000) t-CO <sub>2</sub> /年	特定事業者排出 量削減報告書に よる総削減量

※ 削減目標量には、産業部門、運輸部門、民生部門（業務）の削減量を含める。

## カ 計画の進行管理と公表

### (7) 取組実績の把握

- ・ 温室効果ガス排出量，新計画に掲げる施策や京都市役所の率先実行等の実績・削減効果を京都市がとりまとめ，目標の達成状況を確認，公表すること。
- ・ 施策の評価に当たっては，わかりやすく，かつ，迅速に温室効果ガス排出量の傾向や施策等による削減量の動向が判断できるエネルギー（電気，都市ガス等）消費量等の「地球温暖化対策指標」の設定を検討すること。
- ・ 削減量や排出量の算定に当たっては，引用した統計データ及び算定式もあわせて公表するとともに，矛盾が生じないような目標設定及び不確定要因に対する評価方法について，評価検討委員会での審議も含め，慎重に検討すること。
- ・ 条例に基づく特定事業者排出量削減計画書等により，特定事業者からの温室効果ガス排出量，取組実績・削減効果等の取組の進捗状況を京都市がとりまとめ，各事業者の目標達成状況を確認，公表すること。
- ・ 可能な限り市内の市民団体，事業者団体による取組実績も京都市が把握すること。
- ・ 市民，事業者，行政の三者の参加と連携のもとで環境と共生する持続可能な社会づくりを進める組織「京のアジェンダ21フォーラム」等を活用し，市内におけるパートナーシップにもとづく様々な取組実績，削減効果等を把握していくこと。

### (4) 点検評価のための第三者機関の整備

- ・ 取組の進捗状況については，市民，事業者の立場での多様な観点から，点検評価を行い，いち早く実効ある施策を検討する必要があることから，京都市環境審議会のもとに，市民代表，大学生代表さらに京のアジェンダ21フォーラム，事業者団体，地域団体，環境保全活動団体等の代表及び学識経験者により構成される「地球温暖化対策評価検討委員会（仮称）」を設置すること。
- ・ 京都市がとりまとめた実績，削減効果等をもとに，委員会において，取組などの点検・評価を行い，協議の上，中長期的な目標や課題解決に向けた取組の提案等を行うこと。
- ・ それらの提案が，今後の条例の見直しやこの計画の改定に反映されること。

### (ウ) 結果の公表

温室効果ガス排出量の削減目標の達成を確実なものにするためには，地球温暖化対策の取組実績や削減効果，「地球温暖化対策評価検討委員会（仮称）」による点検評価結果や今後の対策の提案等を，市民や事業者に，迅速にわかりやすく知らせる必要があることから，条例第8条の規定に基づき，京都市が年次報告書を作成し，公表していくことが必要です。

### 3 平成17年度における施策の実施状況

平成17年度は、条例の施行を受け、条例に基づく「地球温暖化対策計画」の策定に向けた検討を開始するとともに、事業者に課した3つの義務規定の周知を徹底するなど、その適切な運用を図りました。

また、市長を本部長とした京都市地球温暖化対策推進本部を平成17年4月に設置し、庁内推進体制の強化を図るとともに、各局区等において地球温暖化対策に係る施策を展開しました。

#### (1) 京都市地球温暖化対策計画の策定

旧計画は、内容的には地球温暖化対策に係る各分野についての取組をほぼ網羅したものになっていることから、条例の施行に伴い、旧計画を条例に定める地球温暖化対策計画と位置づけて、これまでの取組を引き続き進めてきましたが、条例施行後、条例に掲げた目標達成に向けて、市民、事業者、本市の取組や施策等を更に充実強化するため、旧計画を見直し、これからの行動計画となる「京都市地球温暖化対策計画」を策定する必要性がでてきました。

そこで、本市では、平成17年8月、京都市環境審議会に対して、「京都市地球温暖化対策計画の策定及び施策の評価、見直しのための体制について」について諮問し、その答申を平成18年7月に受け、同年8月に答申内容を最大限尊重し、「京都市地球温暖化対策計画」を策定しました。

京都市環境審議会では、計画について専門的に審議するため、「地球温暖化対策計画部会」を設置して審議を重ねました。

なお、本市環境行政のマスタープランとなる環境基本計画である「京（みやこ）の環境共生推進計画」の基本的な考え方について審議していた京の環境共生推進計画部会との合同部会も開催し、両計画の整合を図りました。

また、審議会として計画の答申（案）をとりまとめ、市民意見（パブリック・コメント）を募集し、これらの意見を踏まえて答申をいただきました。

ア 募集期間：平成18年3月13日（月）～4月11日（火）

イ 意見数：21通（意見数 100）

ウ 審議会の開催状況：

地球温暖化対策計画部会 4回（合同部会を含む）

合同部会 2回

#### (2) 条例に基づく事業者の義務規定

条例に規定している事業者の3つの義務規定については、エネルギーの使用の合理化に関する法律法及び地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策法」という。）の一部改正の動向を踏まえて、条例施行規則、削減指導指針等を定め、平成17年10月1日から全面施行しました。

##### ア 制度の周知

###### (7) 市民しんぶんへの掲載

平成17年10月1日号及び平成18年3月1日号に事業者の義務規定について掲載しました。

###### (1) 一般新聞への周知広告掲載

京都新聞（平成17年10月3日）及び日本経済新聞（平成17年10月5日）に周知広告を掲載しました。

#### (ウ) 事業者説明会の開催

事業者説明会を3回（平成17年9月28日、10月24日、11月14日）開催し、211社、310名の出席を得ました。

#### (エ) 関係業界団体等個別説明

平成17年8月から10月の間に30団体、7企業に対して、個別説明会を開催しました。

#### (オ) 照会文書の送付

平成18年1月30日に事業者説明会への出席者を中心とした大規模事業者や関連団体の約300企業・団体に対して、「京都市地球温暖化対策条例関連規程集」及び特定事業者に該当する場合は排出量削減計画書の提出義務のある旨を明記した文書、並びにその場合の提出予定日の回答を求めた文書を送達しました。

#### (カ) 建築確認検査機関への説明

平成17年11月16日に特定建築物排出量削減計画書について、本市に係る建築確認検査機関全社の会議に出席し、説明を行いました。

#### (キ) 省エネラベルの家電販売店への周知

省エネラベルについて、取組義務の施行後、家電販売店450店にラベル印刷ソフト説明書を送付するとともに、家電量販店本社にも義務履行の徹底を要請しました。

### イ 特定事業者排出量削減計画書等

平成17年度における特定事業者数は145件で、それら特定事業者からの平成16年度の総温室効果ガス排出量は223.9万トンであり、市内の平成15年の温室効果ガス総排出量（828万トン）の約27%を占め、平成19年度までに平均5.4%削減する計画となっています。

区分	計画書 提出件数	平成16年度 実績値 (万t-CO2)	平成19年度 計画値 (万t-CO2)	削減量 (万t-CO2)	削減率 (%)
製造業	42	74.2	68.4	5.8	7.8
運輸業	32	44.8	44.2	0.6	1.3
商業・サービス業	71	104.9	99.2	5.7	5.5
合計	145	223.9	211.8	12.1	5.4

(平成18年12月末現在)

### ウ 特定事業者排出量削減報告書の届出状況

特定事業者からの平成17年度の総温室効果ガス排出量は224.1万トンであり、平成16年度実績に比べて0.1%増加しました。

区分	計画書 提出件数	H16年度 実績値 (万t-CO2)	H17年度 実績値 (万t-CO2)	削減量 (万t-CO2)	削減率 (%)
製造業	42	74.2	74.4	△0.2	△0.3
運輸業	32	44.8	45.1	△0.3	△0.7
商業・サービス業	71	104.9	104.6	0.3	0.3
合計	145	223.9	224.1	△0.2	△0.1

(平成18年12月末現在)

## エ 特定建築物排出量削減計画書の届出状況

平成17年10月1日から平成18年3月31日までの間に21件の届出がありました。

区分	内訳及び件数
新築・増築別	新築20件，増築1件
用途別	住宅10件，事務所等6件，工場等2件，飲食店等1件，店舗等1件，学校等1件
床面積別	2,000㎡以上5,000㎡未満15件，5,000㎡以上1万㎡未満3件，1万㎡以上3件

### (3) 計画に基づく施策の実施状況

平成17年度については、前述の「京都市地球温暖化対策計画」の策定作業中であり、平成15年6月に策定した旧計画に基づいて施策を展開しており、旧計画に基づく施策体系（25項目の重点施策）に沿って、平成17年度に実施した施策をとりまとめました。

なお、施策の進捗状況の詳細については、資料に示すとおりです。

#### ア 二酸化炭素排出削減対策

##### 【エネルギー転換部門対策】

##### (7) バイオマスエネルギーの活用促進

- ・ 京都市廃食用油燃料化施設（日量5,000ℓ）を平成16年6月に稼働し、平成17年度末のバイオディーゼル燃料の製造累計は、3,008,000リットルとなっています。

##### (イ) 太陽エネルギーの活用促進

- ・ 住宅用太陽光発電システム設置助成制度を平成15年度から開始し、平成17年度末の太陽光発電設備は、498件、1,678kWとなっています（表4）。
- ・ 本市では、公共施設への自然エネルギー利用設備等の導入を進めています（表5）。

表4 助成制度による太陽光発電設備の普及状況

	単年度		累計	
	件数 (件)	定格出力 (kW)	件数 (件)	定格出力 (kW)
平成15年度	173	575	173	575
平成16年度	153	527	326	1,102
平成17年度	172	576	498	1,678

表5 本市の各施設・事業所における主な新エネルギー等導入事例（平成18年3月）

種類	施設名	kW	完成年度	
太陽光発電 59施設 (466kW)	京都市野外活動施設花背山の家(第一キャンプ場)	0.25	平成6	
	勤業館(みやこめっせ)	30	平成7	
	災害物資搬送センター	10	平成9	
	伏見区深草総合庁舎	0.216	平成9	
	御室消防職員待機宿舎	20	平成10	
	御室仁和寺東公衆トイレ	2.375	平成10	
	上京消防署	10	平成10	
	御室消防職員待機宿舎	0.054	平成11	
	子育て支援総合センター(こどもみらい館)	10	平成11	
	中堂寺消防出張所	5	平成11	
	東山区総合庁舎	72	平成11	
	宇多野ユース・ホステル	0.15	平成12	
	大塚消防出張所	0.013	平成12	
	大学のまち交流センター	20	平成12	
	山科区役所	0.3426	平成12	
	右京ふれあい文化会館	10	平成13	
	環境保全活動センター(京エコロジーセンター)	20	平成13	
	西ノ京消防職員待機宿舎	0.054	平成13	
	鳥羽水環境保全センター(GH系列 水処理電気棟)	10	平成13	
	京都市庁舎(市庁舎前広場)	1.7	平成14	
	社会福祉・市民活動総合センター(ひとまち交流館京都)	10	平成14	
	西京極総合運動公園プール棟(京都アクアリーナ)	70	平成14	
	京都市教育相談総合センター(ハトナ)	3	平成15	
	高瀬川南市営住宅	5	平成15	
	南浜消防出張所	0.056	平成16	
	消防活動総合センター	0.054	平成16	
	荒神橋西詰公衆トイレ	1.08	平成17	
	京都市葛野児童館	3	平成17	
	知真保育園	5.5	平成17	
	京都市葛野老人デイサービスセンター	0.57	平成17	
	京都市本能寺特別養護老人ホーム	3	平成17	
	京都市伏見消防署	10	平成17	
	学 校	新町小学校	10	平成7
		二条城北小学校	10	平成9
		仁和小学校	10	平成11
		乾隆小学校	3	平成12
		朱雀第三小学校	3	平成13
		大枝小学校	3	平成13
		桂東小学校	3	平成13
		岩倉南小学校	3	平成14
		椋野小学校	3	平成14
常盤野小学校		3	平成14	
深草小学校		3	平成14	
桂川小学校		3	平成15	
桂徳小学校		3	平成16	
松ヶ崎小学校		3	平成16	
白川小学校		3	平成16	
西京極中学校		3	平成13	
月輪中学校		3	平成14	
大枝中学校		3	平成14	
神川中学校		3	平成15	
上京中学校		3	平成15	
高雄中学校		3	平成15	
御池中学校・複合施設		3	平成17	
堀川高等学校		20	平成11	
西京高等学校	10	平成15		
中京もえぎ幼稚園	10	平成11		
みつば幼稚園	3	平成13		
北総合養護学校	3	平成15		
太陽熱利用 9施設	桃陽病院		昭和59	
	障害者スポーツセンター		昭和60	
	大塚消防出張所		平成12	
	神川消防出張所		平成13	
	西京極総合運動公園プール棟(京都アクアリーナ)		平成14	
	高速鉄道烏丸線竹田総合事務所		昭和60	
	伏見水環境保全センター(機械棟)		昭和57	
	南浜消防出張所		平成16	
京都市葛野老人デイサービスセンター		平成17		
風力発電 1施設・58校	京都市野外活動施設花瀬山の家(第二キャンプ場)	1.5	平成13	
	市立小学校 環境教育用 58校(うち太陽光発電併用55校)			
	市立中学校 環境教育用 10校(うち太陽光発電併用9校)			
バイオマス燃料製造 2施設	廃食用油燃料化施設(右欄の単位はリットル/日)	5,000	平成16	
	鳥羽水環境保全センター(流動焼却炉 右欄の単位はNm <sup>3</sup> /h)	243	平成17	
コージェネレーション 9施設	健康増進センター(ヘルスピア21)	192	平成5	
	久世特別養護老人ホーム	16	平成10	
	桂川園特別養護老人ホーム	16	平成10	
	修徳特別養護老人ホーム	16	平成13	
	小川特別養護老人ホーム	10	平成13	
	大原野更生園	10	平成13	
	西京極総合運動公園プール棟(京都アクアリーナ)	280	平成14	
	伏見水環境保全センター	1,200	平成17	
	御池中学校・複合施設	1	平成17	
廃棄物発電・熱利用 3施設	東部クリーンセンター	8,000	昭和54	
	南部クリーンセンター	8,000	昭和60	
	東北部クリーンセンター	15,000	平成12	
温度差エネルギー	環境保全活動センター(京エコロジーセンター)		平成13	
クリーンエネルギー自動車	市バス、公用車等電気自動車、ハイブリッド車、天然ガス車	79台		

**【産業部門対策】**

**(ウ) 環境に配慮した事業活動の推進**

- ・ K E S 認証取得セミナーを平成16年度から開始するなど、事業者における環境マネジメントシステムの導入を推進しました。

**表6 K E S 認証取得（保有）数の推移**

	市 内				府下（市内分を含む）			
	ステップ1	ステップ2	学校版	合 計	ステップ1	ステップ2	学校版	合 計
平成13年度末	36	12	—	48	83	21	—	104
平成14年度末	76	24	4	104	153	50	5	208
平成15年度末	97	27	7	131	206	85	8	299
平成16年度末	134	36	3	173	269	116	4	389
平成17年度末	193	68	3	264	365	215	4	584

注1：京のアジェンダ21フォーラムK E S 認証事業部による審査・有効期間内の認証証保有件数（取得後I S O14001 にステップアップ、自己認証等、更新しなかった事業所を含んでいない。）

注2：K E S では3つの規格を持っており、環境マネジメントシステムに初めて取り組む企業向けのステップ1、内容がI S O14001 に近いステップ2及び学校向けの学校版がある。

- ・ 特定事業者排出量削減計画書等、条例に基づく事業者への義務規定を平成17年10月から開始しました。
- ・ 府等と共に京都グリーン購入ネットワークを平成16年11月に設立し、グリーン購入に関する情報提供等を行っています。

**【運輸部門対策】**

**(イ) 低公害車・低燃費車の購入、導入**

- ・ 市バスや公用車に低公害車等を計画的に導入しています。

**表7 本市の全公用車中の低公害車等の保有状況**

	全公用車	うち 低公害車等	低公害車等 保有率	内 訳			
				電気	天然ガス	ハイブリッド*	低排出 低燃費
平成14年度	2,272	79	3.5%	2	42	12	23
平成15年度	2,287	128	5.6%	1	45	15	67
平成16年度	2,277	178	7.8%	1	48	19	110
平成17年度	2,330	248	10.6%	1	51	27	169

注：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、平成14年度から低公害車に低排出ガス（☆☆☆）かつ低燃費車を加えて「低公害車等」としている。

- ・ 環境月間の6月と観光シーズンの11月に市営駐車場や百貨店等駐車場において、アイドリング・ストップの啓発活動を行っています。

- ・ 事業者の自主的なグリーン配送を推進することを目的として、市中心部において、「京都市都心部（まちなか）グリーン配送推進協議会」を平成15年度に設立し、平成16年度から「エコドライブ推進者認定制度」を、平成17年度から「京・まちなかエコカー普及運動」を展開しています。

エコドライブ推進者：330名（平成17年度末現在）

#### (カ) 歩くまちの歩行空間の形成推進

- ・ 都心地域中心部において、歩いて暮らせるまちづくり推進会議との協働により「まちなかを歩く日」（イベント）を平成12年度から実施するなど、徒歩、公共交通機関の利用促進を図っています。

#### (カ) 自転車利用環境の整備

- ・ 自転車総合計画に基づき、自転車等駐車場をはじめとする自転車利用環境の整備を推進しています。

平成17年度は、本市により京都市東寺駅自転車等駐車場（収容台数…自転車：480台、原付他：60台）を整備するとともに、京都市駐車場公社により、京阪六地蔵駅自転車駐車場（収容台数…自転車：600台、バイク：100台）が整備されました。

#### (キ) バス輸送サービスの充実等公共交通機関の利用促進

- ・ 市バス定時制確保のための公共車両優先システム（PTPS）を烏丸北大路～西大路四条間（約6.5km）に平成13年度に導入し、平成14年度には九条車庫まで延長（約5.0km）しました。
- ・ 市バス「環境定期券制度」を平成11年度から導入するなど、公共交通機関の利用促進を図っています。

#### (ク) 交通需要管理施策（TDM施策）の導入と推進

- ・ 平成15年6月に策定した「「歩くまち・京都」交通まちづくりプラン」に基づき、TDM（交通需要管理）施策を積極的に推進しています。

具体的な取組として、観光地を中心に発生する渋滞などの交通問題を解決するため、秋の観光シーズンに、東山及び嵐山地区において実施した交通社会実験（嵐山：平成13、14年度、東山：平成16、17年度）の結果を踏まえ、パーク&ライドや臨時交通規制などの施策に取り組み、定着化を目指しています。

（東山交通社会実験の概要）

実施日：平成17年11月19日（土）、20日（日）、26日（土）、27日（日）

内 容：パークアンドライド

五条坂車両通行禁止（バス、タクシーを除く。）等

結 果：五条坂内の交通の円滑化に伴い、五条坂入口での進入待ちがなくなり、東大路通南進の所要時間が大幅に減少するなど、交通環境の改善が図れた。

（嵐山等観光地交通対策の概要）

実施日：11月中の土曜日、日曜日、祝日

内 容：長辻通の北行き一方通行等の臨時規制  
パークアンドライド 等

**(ケ) 軽量軌道公共交通機関(LRT)等の検討**

- 平成14年度からLRT等の新しい公共交通システムのあり方を検討し、平成17年度は、「新しい公共交通システム」の報告書を作成するとともにシンポジウムを開催しました。

**【民生部門対策】**

**(コ) ライフスタイルの見直し**

- 平成10年度から環境にやさしい生活（エコライフ）への誘導を図るため、市民を対象に環境家計簿運動を展開しており、平成17年度は、簡易版及び3ヶ月版環境家計簿を利用し、学習会やイベント会場（京都市地球温暖化防止フォーラム）にて普及啓発を行いました。  
また、こども向けの環境家計簿を作成し、社団法人京都青年会議所と協力しながら小学生を対象とした学習会をモデル校にて試行しました。
- 省エネラベルキャンペーンを平成14年度から実施し、省エネルギー型家電製品の普及を図っています。
- 家庭や日常生活でできる発想豊かで斬新な取組のアイデアや工夫を提案し、実践していただいた個人又は団体を「チャレンジ・エコライフ・コンテスト」として顕彰しています。

**表8 平成17年度チャレンジ・エコライフ・コンテスト表彰の概要**

平成17年度表彰の概要	
大 賞	「地球はクールに！こころはホットに！」 夕食時に照明を消し、キャンドルの灯りだけで過ごすという取組を「無理しない」、「楽しむ」ことを意識し、手作りキャンドルを作るなど様々な工夫を通じて、子供達と楽しく実践しており、発想の豊かさ、取組過程の面白さや市民への普及啓発効果を期待できる点が認められた。
優 秀 賞	「冷水活用術」 シャワーを使用する際、これまで無駄になっていたお湯が出るまでに出てくる水をバケツにため活用するという取組。この取組をきっかけに雨水タンクを設置するなど、水資源を有効利用するための取組が発展している点が認められた。
優 秀 賞	「私の省エネ大作戦」鍋の保温調理カバーで光熱費一挙ダウン 沸騰させて鍋を火から降ろし、不要な衣類や発泡スチロールで保温することで煮込み料理を作るという取組。また、だしを取った昆布や鰹節をふりかけに利用するなど、省エネルギー・省資源が一つの取組の中で実践できる点が認められた。
優 秀 賞	「寒楽生活」 12月中は全く暖房を使用しないという取組。親子で体を動かす、体を温める食事をとるなど暖かく過ごす様々な工夫を実践する。暖房を全く使用しないという当初の目標は達成できなかったが、エコライフは無理をせず、楽しむことが重要であると気づいた。その過程の面白さとエネルギー使用量の大幅削減できた点が認められた。
特 別 賞	「エコクッキング・おばんざい」 おばんざい作りを通して環境にやさしい料理方法を広める取組。料理講習会の中で、無駄のない調理の実践や電気等の使用量の把握などを伝えている。おばんざい作りという京都らしいテーマでエコライフにつながる取組を実践している点が認められた。

特 別 賞	「家にも家族にも明るいリビング」 自宅のリビングに大きな天窓を取り付けることで、日中は照明をつけずに過ごす取組。建築物の省エネルギー化に家庭で積極的に取り組んだ点が認められた。
-------	---

**(サ) 事務所、店舗等の環境に配慮した活動の推進**

- ・ 自動販売機や24時間営業を行う店舗等も含め、特定事業者排出量削減計画書等、条例に基づく事業者への義務規定を平成17年10月から開始しました。

**(シ) 建築物の省エネルギー化の促進**

- ・ 特定建築物温室効果ガス排出削減計画書等、条例に基づく事業者への義務規定を平成17年10月から開始しました。
- ・ 既存建築物の省エネルギー化促進パンフレットを平成17年度に作成しました。

**(ス) ヒートアイランド対策の推進**

- ・ 平成11年2月に策定した「京都市緑の基本計画」に基づき、公共施設や民有地の緑化を推進しています。民有地については生け垣緑化助成制度を設けており、平成17年度末累計で、116件、1,569mに対して助成しています。

**(セ) 水共生プランの推進**

- ・ 京都市水共生プランを平成16年3月に策定し、健全な水循環系の回復を図る雨水流出抑制対策の推進を図っています。  
さらに、治水対策の取組として、平成17年4月に雨水流出抑制対策を推進するための「京都市雨水流出抑制実施要綱」と、その推進に必要な「京都市雨水流出抑制施設設置技術基準」を平成17年10月に策定しました。  
これらの一環として、下水道事業においては、平成17年9月から雨水貯留施設設置助成金制度を新設し、雨水貯留や雨水利用の推進を図っています。

**【廃棄物対策】**

**○ 使用済みてんぷら油のバイオディーゼル燃料化事業の推進**

- ・ 家庭から出る使用済みてんぷら油の回収拠点の拡大を続け、平成17年度末現在、市内956拠点となっており、平成17年度の回収実績は127,158リットルとなっています。

**イ 普及・啓発等**

**【市民・事業者の取組支援】**

**(ツ) 環境教育・学習の推進**

- ・ 平成11年度から学校給食実施校全校において、給食用牛乳パックを全児童が洗浄し、古紙のリサイクルルートにのせることにより、年間約120トンを超える「めぐれっとペーパー」と命名されたトイレットペーパーに再生する取組を進めています。

- ・ K E S規格に沿った節電や節水等の取組及び環境教育の充実を行い、176校（小学校138校，中学校34校，総合養護学校4校）がK E S学校版「環境にやさしい学校」に認定されました。
- ・ 太陽光や風力を活用する発電システム及び防災スクールウェル（井戸）を設置していくことにより，地球環境を意識した教材として有効活用しています。
- ・ 青少年活動センターでは，おもちゃの病院（東山センター），河川美化活動・ホテル鑑賞会（山科センター）及びフリーマーケット（南センター）の実施など，環境に関する取組を推進しています。  
特に，北センターでは「環境学習」をテーマに，青少年が，身近な環境について関心を持ち，知識の習得だけではなく，自分のこととして感じ，実践するきっかけとなるような事業を実施しています。

表9 北センターでの環境教育・情報提供事業（平成17年度）

事業名	実施状況
e c oカフェ	14事業，701名
環境系のシゴトにかかわりたい！2005	75名
子ども自然体験活動クラブ	5事業，349名
情報提供事業	

- ・ 京エコロジーセンターにおける市民向け環境学習事業を展開しており，平成17年度に館内外で行った事業への参加者総数は97,261名（内来館者数/75,815名）でした。

表10 京エコロジーセンターでの主な事業（平成17年度）

	事業名	実施状況
普及啓発事業	①エコセン春休みひろば	7回，106名
	②エコセン日曜・ホリデーひろば	89事業，2,900名
	③アースデー&開館3周年記念イベント	4月24日，904名
	④環境月間行事	10回，409名
	⑤エコセン夏休みひろば・イベント	21事業，1,900名
	⑥地球温暖化防止月間行事	1日3回，329名
	⑦京都議定書発効記念イベント	2月18日，140名
	⑧その他イベント	16事業，1,697名
	⑨環境活動交流会	4事業，334名
	⑩京エコセミナー	11回，323名
	⑪京都自然めぐり	10回，220名
	⑫ごみ減量実践講座	7回，295名
	⑬環境教材の貸出事業	
環境学習事業	①エコ学習	180校，11,716名
	②環境学習プログラム開発	
	③講師派遣	36回，1,498名
	④環境教育副読本（小学校4・5年生，中学生向）の作成	計23,000部
	⑤環境省関連事業（こどもエコクラブ，全国星空継続観察等）	
	⑥館外事業（イベントへの出展等）	107回，21,446名
	⑦団体見学・研修会	247団体，7,217名
展示活用事業	①常設展示の活用	
	②ビオトープ運営	
情報提供	①環境情報の総合入口（ポータルサイト）システムの構築	

	②公共施設やNPO等への情報誌の館内配布	
	③蔵書（書籍・雑誌4,830冊，ビデオ等720本）	
広報事業	エコセンだより等の発行，ホームページ更新等	

#### (g) 市民活動等の促進支援

- 京のアジェンダ21フォーラム，京エコロジーセンター，京都市ごみ減量推進会議による市民の環境保全活動の促進及び地域参加型環境保全活動の推進を支援しています。

表 11 京エコロジーセンターでの主な事業（平成17年度）

	事業名	実施状況
環境ボランティア事業	①環境ボランティア（エコメイト）活動	85名
	②エコメイト研修	13回実施
	③新規エコメイト養成講座	37名
環境保全活動人材養成事業	①環境教育リーダー養成講座	15名
	②自然エネルギー学校・京都	30名
	③インターン受け入れ	21名
活動支援事業	①環境保全活動支援事業	11団体1,016,620円
	②環境先進モデル調査研究事業	3団体1,801,000円
	③企画展示の運営	13テーマの展示を実施
	④事業者への環境保全活動支援	学習会参加者117名
	⑤地域活動支援事業	地域学習会参加者160名

#### (f) 広報・啓発の推進

- 市民の自主的な環境保全活動を推進するため，地球温暖化の防止や循環型社会の形成をはじめとする環境保全に関する活動を先進的，斬新な手法により実践している個人又は団体を「京都環境賞」として顕彰しています。

表 12 平成17年度京都環境賞受賞者

平成17年度	氏名等	功 績
大 賞	㈱京都ホテル	京都ホテルオークラ及びからすま京都ホテルにおけるエコツーリズム推進の基本行動
特別賞 (市民団体)	京都環境アクションネットワーク	御室，美山町提携「生ごみリサイクル有機野菜づくり」
特別賞 (環境教育)	松尾エコクラブ	森林ボランティア・親と子のクリーン作戦・西芳寺川水質調査
特別賞 (環境教育)	京都市立常磐野小学校	「こどもエコライフチャレンジ」への取組
特別賞 (企業賞)	医療法人団体医恵会七条武田クリニック	KESによる環境活動
特別賞 (環境ポータル賞)	日本電気化学㈱	千年のみやこ京都と地球を守るため，自然と調和し，環境に優しい企業活動の推進

- 大学生，企業経営者等を対象に，財団法人大学コンソーシアム京都の「プラザカレッジ」の一つとして，地球温暖化をテーマとした3回の連続講座，「地球環境問題連続セミナー」を開設しました（受講者数：延べ273名）。

- ・ そのほか、京都議定書発効及び条例施行を契機とした市民しんぶんへの記事掲載、普及啓発パンフレット（市民向け及び事業者向けの2種類）の作成、新聞、ラジオ、雑誌等による広告の掲載や啓発看板の設置、公用車・タクシーバックウィンドー用ステッカーの掲示などの多彩な広報啓発を実施しました。

#### **(ツ) 観光客への啓発**

- ・ 観光客への啓発の接点となる旅館・ホテル等、宿泊施設において、K E S 認証取得を促進するため、平成16年度及び17年度にK E S の認証を取得するために必要な経費の一部を補助し、4施設でK E S の認証を取得しました。
- ・ 平成18年1月に「新京都市観光振興推進計画～ゆとり うるおい 新おこしやすプラン21」を策定しました。

### **ウ 施策の推進**

#### **(テ) 地球温暖化対策条例の制定**

- ・ 条例を制定しました（別掲）。

#### **(ト) 庁内推進体制の強化**

- ・ 京都市長を本部長とした京都市地球温暖化対策推進本部を平成17年4月に設置しました。

#### **(チ) 広域的連携**

- ・ イクレイー持続可能な自治体協議会（旧称：国際環境自治体協議会）に平成8年9月に加盟するとともに、榊本市長が世界理事（2006（平成18）年から2009（平成21）年）に就任しています。
- ・ イクレイとの共同により、平成17年12月に世界の11箇国15都市の自治体リーダーの参加の下、「気候変動に関する世界市長・首長協議会」が設立され、榊本市長が名誉議長に就任しています。
- ・ 京都議定書発効1周年を記念して、全国各地の市民団体、企業、事業者団体、行政等で先進的な取組を進めている人たちが一堂に会する「環境先進自治体会議」及び「1周年記念イベント」を平成18年2月16日から17日にかけて、国立京都国際会館において開催しました（延べ来場者数1,750名）。

#### **(ニ) 協働体制の充実**

- ・ 京のアジェンダ21フォーラムを中心としたK E S 認証制度を平成13年度に創設しました。
- ・ 市民団体、事業者団体等と省エネラベルキャンペーンを平成14年度から実施しています。

#### **(ヌ) モデル事業・社会実験等の取組促進**

- ・ 京都大学や環境省、関連企業との連携のもと、生物由来資源であるバイオマスから水素ガスを生成し、燃料電池に活用する全国初の実証研究

を平成17年11月から開始しました。

**(ホ) 財政上の措置・制度の検討**

- 平成17年度は、税制度その他の財政上の措置に関する検討について、大きな進展はありません。

**エ 進捗状況の評価及び公表**

**(ハ) 年次報告書の作成等**

- 年次報告書を作成します。

**(4) 平成17年度京都市役所CO<sub>2</sub>削減アクションプラン実施状況**

本市では、地球温暖化対策推進法（平成11年4月施行）により地方自治体に策定が義務付けられている「実行計画」として平成18年3月に「京都市役所CO<sub>2</sub>削減アクションプラン」を策定し、温室効果ガス排出量削減に向けた取組を推進しています。

**ア 京都市役所CO<sub>2</sub>削減アクションプランの概要**

本プランは、本市が実施する事務・事業に伴う温室効果ガス排出量を、平成19年度までに7.9%（平成22年度までに13.2%）削減することを目標としています。（基準年：平成16年度）

対象範囲を事務系部門、事業系部門（廃棄物処理事業、市場運営事業、交通事業、上下水道事業）、市民サービス系部門（病院事業、保育事業、文化事業、教育関係事業）の3部門に分類しています。

**イ 平成17年度の温室効果ガス排出状況**

平成17年度の本市の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量は、460,106トンであり、基準年（平成16年度）の排出量（464,422トン）と比較すると、4,316トン（0.9%）減少しています。

単位：t-CO<sub>2</sub>

対象部門	平成16年度 (基準年)	平成17年度実績		平成19年度(中間目標)	
		排出量	増減量	排出量	増減量
事務系	30,198	30,344	146 (0.5%)	29,292	△906 (△3.0%)
事業系	404,972	399,387	△5,585 (△1.4%)	368,604	△36,368 (△9.0%)
市民サービス系	29,252	30,375	1,124 (3.8%)	29,971	719 (2.5%)
合計	464,422	460,106	△4,316 (△0.9%)	427,867	△36,555 (△7.9%)

京都市環境局

地球環境政策部地球温暖化対策課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL.075-222-3452 FAX.075-222-4039

E-mail [ge@city.kyoto.jp](mailto:ge@city.kyoto.jp)

URL <http://www.city.kyoto.jp/kankyo/ge>